



武蔵野市議会議員

桜井夏来 Report

vol.4

ACT FOR OUR FUTURE



1 2023
月号

PROFILE 1974年 吉祥寺南町生まれ / 市立第三小学校・中学校卒業 / 1993年 桐朋高校卒業
1997年 私立沖縄大学中退 / ソフトウェア会社勤務 / 2001年 衆議院議員川田悦子秘書 /
2007年 武蔵野市市民協働サロンスタッフ / 2021年 市議会議員選挙に当選 /
2022年 会派「小さな声を活かす会」結成 / 現在 建設委員会・外環道路特別委員会に所属



2023年 いのち、平和、人権を 守る政治を武蔵野から

一年の始まりに平和を願う

2023年元旦、関東地方は晴天に恵まれ、穏やかな年明けとなりました。静かな街を抜けて訪れた初詣では、この一年が平和な年となることを願わずにいられませんでした。

昨年2月に起きたロシア軍のウクライナ侵攻は、今なお終結の気配を見せず、激しい戦闘が続いています。今この瞬間も命の危険に晒されている人々がいることを思うと、心から新年を祝う気持ちにはなれません。ミャンマーやイランで自由を求め、弾圧を受けている人たちに寄せる想いも同様です。

日本は、平和憲法を持つ国として、外交による国際平和実現のために、もっと積極的な役割を果たして行くべきではないでしょうか。ところが岸田政権は、国民の不安に付け込み、それとは真逆の軍備拡大路線を突き進もうとしています。

周辺諸国との緊張を高める危険な流れに断固抗議の声を上げ、2023年を戦争から平和への転換の年にして行かなければなりません。

物価高騰化で暮らしを守る

戦争は私たちの日常生活にも暗い影を落としています。

ウクライナ危機による原油価格の上昇と円安が相まって、日本経済は急激な物価高騰に見舞われました。新年に入っても流れは変わらず、食料品等の値上げが相次いで、家計に深刻なダメージを与えています。

武蔵野市では、こうした状況への対応策として、くらし地域応援券事業の第3弾を2月から実施します。総額で9億円近くにのぼる少なからぬ支出ですが、今は出し惜しみをせず、全力で市民の暮らしを支えるべき時だと考えます。

2月末から始まる議会では、令和5年度の予算の審議が行われますが、その中でも、誰も取り残さない社会の実現のために、より積極的な財政出動を求めて行く考えです。

今、政治の力が問われる時

とはいえ、物価高が財政に及ぼす影響も軽視することはできません。

昨年末に議会で可決した令和4年度の補正予算でも、エネルギー価格の上昇により、ほぼ全ての分野で追加の予算措置が必要となりました。市政を停滞させないためにはやむを得ないことですが、省エネや無駄の削減等、財政規律を保つための努力も求められます。

建築資材の高騰も深刻です。武蔵野市では、築年数の経った小中学校を順次建て替える計画が進んでいますが、既に工事が始まっている第一中学校・第五中学校と、仮設校舎等の共用が予定されている第五小学校・井の頭小学校の工事が終わった段階で、改めて経済情勢等を見極め、スケジュールを再検討する方針が示されました。

今、私たちの社会が厳しい状況に直面しているのは間違いありません。しかし、そんな中だからこそ、政策に優先順位をつけ、本当に必要なことに資源を集中する政治の力が求められていると感じます。

2023年、いのち、平和、人権を最優先とする政治を高く理念に掲げ、全力で取り組んで行く決意です。

地域の課題への皆様の
声をお聞かせください

☎ 〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町3-7-7 ☎ 0422-90-7349 ☎ 090-6744-9572
✉ mail@sakurai-natsuki.jp 🌐 https://sakurai-natsuki.jp 🐦 @sakurai_0422



今、改めて「住民投票条例」について考える

一昨年議会で起きたこと

一昨年12月の武蔵野市議会で審議された「武蔵野市住民投票条例案」。外国籍の市民にも等しく投票資格を認める内容が議論を呼び、排外主義的な団体が市役所に抗議に押しかける一幕もありました。

市議会では粘り強い審議が重ねられましたが、最終的にはもっと時間をかけて検討するべきという意見が大勢となり、採決の結果11対14で否決・廃案となりました。

賛成した私にとっては残念な結末でしたが、一年が経った今、改めて考えてみると、議論が過熱しすぎる中で、一旦仕切り直す判断をしたことは、合意形成機関としての議会の知恵と言えるかもしれないと思っています。

大事な点は、議会も「住民投票条例」を定めること自体には反対していないということです。このことは昨年5月、6月に開催された議会運営委員会の中でも確認されています。

そもそも「住民投票条例」の制定は、令和2年の3月議会で全会一致で可決した「自治基本条例」の中で決めたことですから、当然と言えば当然の話です。

無責任で不正確な報道に抗議

ところが、昨年11月に開催された市政施行75周年の記念シンポジウムの中で、松下市長が「今後、住民投票条例制定のために改めて検討を行っていく」旨の発言をした所、産経新聞がこれを問題発言であるかのように報道しました。

武蔵野市はこの報道に対して、再検討が市長の独断によるような印象を与え、内容・時期についても、前年否決された条例案と同じものを直ちに提出しようとしているとの誤解を与えかねないとして、正式に抗議を行っています。

残念ながらこの無責任で不正確な報道に対する産経新聞側からの謝罪や訂正はないとのこと。

この報道に便乗するような形で、市内の一部にも騒ぎ立てる動きがありました。今年4月には統一地方選挙の一環として武蔵野市議会議員選挙が行われますので、それに向けて松下市政の足を引っ張りたいという思惑が働いているようです。

しかし、先に述べたような経緯をまるで理解していないような主張をすることは、むしろ自らの不勉強さを告白しているようなものと言えるのではないのでしょうか。

市民参加でより良い条例へ

今、本当に必要なことは、この再検討をより良い「住民投票条例」を作り上げるチャンスととらえ、広範な市民参加で建設的な議論を行っていくことです。

私自身も、一昨年に市が提案した条例案よりさらに前向きな内容となるよう、積極的に提案を行い、市民自治のまち武蔵野にふさわしい条例の実現に尽力していく所存です。

桜井夏来が考える

新・住民投票条例案5つのポイント

ポイント

1 投票結果の拘束力は？



市民自治の観点からは、住民投票の結果には法的拘束力がある方が良いと考えますが、実際には他の法令との整合性の問題もあり難しいでしょう。

前回の市の条例案のように尊重義務とするのが現実的です。投票結果が持つ力は弱くなりますが、代わりに実施や参加のハードルを下げ、市民が活用しやすい制度にするべきです。

ポイント

2 署名集めの審査は必要？



住民投票は、実施を求める一定の署名が集まった場合に行われますが、署名を集めるに先だって、その内容に問題がないか、市長の判断を受けることになっています。しかし、そもそも問題のある内容ならば、賛同が得られず署名も集まらないわけですから、市民の良識を信じて、審査制度は設けなくても良いと考えます。

ポイント

3 実施に必要な署名数は？



市の条例案では、住民投票実施には住民の1/4の署名が必要としていました。これは相当高いハードルで、制度が絵に描いた餅になりかねません。必要な署名数は住民の1/8から1/10程度が妥当と考えます。

ポイント

4 住民投票に参加できるのは？



住民投票は、市民生活にかかわるテーマについて、直接的な意見表明を可能にする仕組みです。外国籍市民のみならず、18歳未満の者にも参加資格を拡大し、幅広い声を反映できるようにする必要があります。

ポイント

5 投票結果の成立要件は？



投票率等の成立要件を設けると、不毛なボイコット運動を誘発しかねません。通常の選挙同様、多数を占めた意見を尊重するというシンプルな考え方も良いのではないのでしょうか？